長沼・八栄島地区デマンド交通運行計画

1. 実証試験運行の概要

路線バス等の廃止により公共交通空白地帯となっていた長沼地区及び八栄島地区において、移動手段の確保を目的に道路運送法第21条の規定に基づく乗合タクシーによる実証試験運行を実施する。

実証試験運行の過程において、運行形態の適正性、利用状況などを把握し、最適な運行となるよう調査検討を並行して実施する。

2. 実証試験運行開始予定日

令和3年6月2日

3. 運営主体及び運行委員会の設置

(1) 運営主体

地域住民自らが運営する仕組みとし、「長沼・八栄島地区デマンド交通運営協議会」を設置する。

事務局は長沼地区地域活動センター及び八栄島地区地域活動センターに置く。

(2) 運行委員会

運営協議会内に作業部会として「長沼・八栄島地区デマンド交通運行委員会」 を設置する。

(3) 運営協議会規約の制定

運営主体である運営協議会の役割を明確化するための規約を制定する。

4. 導入するデマンドの形態

(1) 方式

タクシー事業者の車両を使用するオンデマンド方式(予約制)とし、運行システムとしてのITシステムは当面導入しない。利用者数の動向、運行エリアの拡大等状況に変化が生じたときに検討する。

(2) 予約方法等

- ① 予め住所、氏名、生年月日、電話番号を登録し会員番号を取得する。
- ② 申し込み先は、事業者の事務所内に設置する予約センターとする。
- ③ 申し込み方法は、電話又はFAXとする。
- ④ 申し込み内容は、住所、氏名、利用日時、目的地及び帰りの予約とする。
- (3) 予約期限等
 - ① 予約の受付は、利用する日の1週間前から前日の午後5時までとする。
 - ② 受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
 - ③ 予約の取り消しは、前日の午後5時までとする。当日のキャンセルは運行料 金全額のキャンセル料が発生するものとする。

5. 運行主体(事業者)の選定方法

運行計画に基づく適切な運行が実施可能な事業者(タクシー事業者)を選定し委託運行とする。(運転、使用車両の借上げ、予約受付の委託契約)

6. 運行エリア

(1) 利用者の範囲

長沼地区及び八栄島地区の区域に住所を有し、会員登録した者とする。ただし、 飲酒しての乗車はできないものとする。

また、来客者等区域外に住所を有する者の利用については、原則不可とする。

(2) 目的地

長沼地区及び八栄島地区並びに藤島地区、鶴岡市街地、庄内町、三川町の指定場所に限定する。

7. 運行経路

(1) 起点

往路:自宅(遠い順に配車)、復路:指定場所(遠い順に配車)

(2) 終点

往路:指定場所、復路:自宅

- (3) 指定場所
 - ① 長沼地区:長沼地区地域活動センター、羽前長沼郵便局、ぽっぽの湯
 - ② 八栄島地区:八栄島地区地域活動センター、八栄島郵便局
 - ③ 藤島地区:藤島庁舎、藤島体育館、JR藤島駅、石橋内科胃腸科医院、すずき整形外科、Aコープふじしま、マックスバリュ藤島店
 - ④ 鶴岡市街地:鶴岡市役所、荘内病院、鶴岡協立病院、みやはらクリニック、 黒沢眼科医院、エスモール
 - ⑤ 庄内町: JR余目駅、庄内余目病院、阿部内科胃腸科医院、古谷眼科クリニック、Aコープあまるめ、ヤマザワ余目店
 - ⑥ 三川町:三川歯科医院、ラコス、イオンモール三川

8. 運賃形態と地元負担

(1) 運賃

	エリア	長沼地区住民	八栄島地区住民		
1	長沼地区	200円	300円		
3	八栄島地区	300円	200円		
	藤島地区	400円	300円		
4	鶴岡市街地	800円	800円		
5	三川町	300円	400円		
6	庄内町	400円	500円		

(2) 割引制度

- ①鶴岡地域に限り回数券を発行する。回数券は20回分で22枚とする。
- ②子ども料金は半額とする(小学生を対象)。
- ③高校生は通学利用に限り半額とする。
- ④障害者の利用は半額とする。ただし、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、 療育手帳の呈示を求める。
- ⑤介護サービス又は介護予防・生活支援サービスの受給資格者の利用は半額とする。ただし、介護保険負担割合証の呈示を求める。

(3) 地元負担

- ① 各町内会で全世帯から負担金として 200 円徴収し、運営協議会に納入する。
- ② 負担金の使途としては、地域住民への周知や情報提供のための経費や会員証の発行等協議会の運営費等に充当する。

9. 運行本数、運行時間帯、車種、車両台数等

- (1) 運行日と運行ルート
 - ① 運行日

月曜日から土曜日までとし、日曜、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は運休とする。

② 運行ルート

曜日ごとに運行ルートを分け以下の3方面とする。

曜日	ルート(方面)		
① 月・水・金・土曜日	地区内、藤島・鶴岡ルート		
② 火曜日	庄内町ルート		
③ 木曜日	地区内、三川町ルート		

(2) 運行本数

往路3便、復路3便の6便とする。

(3) 運行時間帯

往	1 便	2 便	3 便	復	4 便	5 便	6 便
路	8:00	9:15	12:30	路	11:30	13:30	16:30

(4) 車種

4人乗りの小型タクシーを基本とし、必要に応じてジャンボタクシーの代替運行など小型タクシーとの併用とする。

(5) 車両台数

小型タクシー1台を基本とし、予約状況によっては増車もありうる。

(6) その他

予約者がいない時間帯については、運行しない。

